

令和3年第1回設楽町議会定例会（第3日）会議録

令和3年3月26日午前9時00分、第1回設楽町議会定例会（第3日）が設楽町役場議場に招集された。

1 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|---------|---------|
| 1 七原 剛 | 2 原田直幸 | 3 加藤弘文 |
| 5 金田敏行 | 6 金田文子 | 7 伊藤 武 |
| 8 土屋 浩 | 9 山口伸彦 | 10 田中邦利 |
| 11 高森陽一郎 | 12 松下好延 | |

2 欠席議員は次のとおりである。

- 4 今泉吉人

3 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席したものは次のとおりである。

町長	横山光明	副町長	原田和久
教育長	後藤義男		
総務課長	鈴木浩典	企画ダム対策課長	久保田美智雄
津具総合支所長	村松静人	生活課長	金田敬司
産業課長	後藤武司	保健福祉センター所長	山崎裕子
建設課長	佐々木智則	町民課長	大須賀宏明
財政課長	原田 誠	教育課長	遠山雅浩

4 議会事務局出席職員名

事務局長 村松浩文

5 議事日程

日程第1 諸般の報告

日程第2 議案第11号

設楽町使用料条例の一部を改正する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第3 議案第12号

設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(文教厚生委員長報告)

日程第4 議案第13号

設楽町清流公園条例を廃止する条例について

(総務建設委員長報告)

日程第5 要望第1号

林業就業者の確保・定着促進に関する要望書

(総務建設委員長報告)

日程第6 議案第25号

令和3年度設楽町一般会計予算

- 日程第 7 議案第 26 号
令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 8 議案第 27 号
令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 9 議案第 28 号
令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 10 議案第 29 号
令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 11 議案第 30 号
令和 3 年度設楽町農業集落排水特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 12 議案第 31 号
令和 3 年度設楽町町営バス特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 13 議案第 32 号
令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 14 議案第 33 号
令和 3 年度設楽町田口財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 15 議案第 34 号
令和 3 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 16 議案第 35 号
令和 3 年度設楽町名倉財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 17 議案第 36 号
令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計予算
(予算特別委員長報告)
- 日程第 18 所掌事務の調査報告
(設楽ダム対策特別委員長報告)
- 日程第 19 報告第 5 号
専決処分の報告について

- 日程第 20 報告第 6 号
専決処分の報告について (追加)
- 日程第 21 報告第 7 号
専決処分の報告について (追加)
- 日程第 22 議案第 37 号
工事請負契約の変更について (追加)
- 日程第 23 議案第 38 号
令和 2 年度設楽町一般会計補正予算 (第 8 号) (追加)
- 日程第 24 議案第 39 号
令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算 (第 6 号) (追加)
- 日程第 25 議案第 40 号
令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算 (第 4 号) (追加)
- 日程第 26 議案第 41 号
令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算 (第 3 号) (追加)
- 日程第 27 議案第 42 号
令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算 (第 6 号) (追加)
- 日程第 28
議会運営委員会の閉会中の継続調査について (追加)
- 日程第 29
設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について (追加)

会 議 録

開議 午前 8 時 57 分

議長 議長 皆さん、おはようございます。本日、今泉吉人君から御家族の病気治療のため欠席届が出ておりますので、御承知置きください。それでは、ただいまの出席議員は 11 名です。定足数に達していますので、令和 3 年第 1 回設楽町議会

定例会(第3日)を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。はじめに町長の挨拶をお願いします。

町長 皆さん、おはようございます。議員各位におかれましては、年度末、何かと御多用のところ、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

いよいよ春到来の季節となりました。今年の桜は、例年に比べて一週間ほど早い開花と言われております。設楽町内の桜もまもなく満開となるようであります。役場の駐車場のしだれ桜も、ほぼ満開となり、美しい姿を見せています。庁舎移転で植え替えをした時は、樹勢が衰えて心配しておりましたが、よく根付いてくれたと思います。

さて、さる3月2日に開会されました本定例会も、本日をもちまして閉会となります。令和3年度当初予算を始め、補正予算、条例の改正など、議員の皆様方には、多くの議案について十分な審議を賜りまして、感謝申し上げます。

それでは、新型コロナウイルス感染症について報告いたします。

一昨日、したら保健福祉センターで、ワクチン接種のシミュレーションを実施しました。「いきいき推進員ボランティア」の方14名を対象に、保健センター職員、つぐ診療所の医師と職員、町民課職員の12名により、1階のフロアすべてを使用して行いました。接種に要する時間は、予診票の記入があるかないかで大きな違いがありました。終了後には、各担当ごとの反省点を洗い出し、4月にもう一度実施し、本番に備えてまいります。

また、昨日、対策本部会議を開催し、ワクチン接種体制の基本方針を決定したところではありますが、よりスムーズな流れとなるよう、調整を続けてまいります。

ワクチンの供給については、お伝えした内容から進展しておりませんので、接種開始は5月からとなる予定です。最初に到着するワクチンの取扱いについては、高齢者施設等の接種予定者数の把握がほぼ完了しましたので、その方たちを対象に接種するよう現在検討しております。

次に、職員の定期人事異動についてです。

令和3年度に向けた職員の人事異動の内示を、3月22日月曜日に行いました。課長職2名を含む数名の職員の退職に伴い、新規に事務職5名、保健師1名、調理員2名のほか、ダム振興専門官や学芸員などの会計年度任用職員を採用いたします。新たな職員体制により、円滑な町政運営に努めてまいります。

さて、本日は、工事の変更契約に係る専決処分の報告3件、変更契約の議決1件、地方創生臨時交付金にかかる補正予算5件を追加上程させていただきました。議会初日の上程議案と合わせまして慎重審議のうえ、適切な議決を賜りますようお願い申し上げ、議会最終日にあたり、私のあいさつとさせていただきます。

議長 本定例会の議会運営並びに本日の議事日程を、議会運営委員長より報告願います。

5 金田(敏) 令和3年第4回議会運営委員会結果の委員長報告を行います。令和3年第1回定例会第3日の運営について、3月23日に議会運営委員会を開催し、審査した結果を報告します。

日程第1「諸般の報告」は、議長より報告があります。

日程第2から日程第5までは一括上程します。

日程第6から日程第17までは、予算特別委員会に付託の新年度予算で一括上程します。

日程第18は設楽ダム対策特別委員会の報告です。

日程第 19 から日程第 27 は追加案件で、日程第 19 から日程第 21 は専決処分
の報告です。日程第 22 は工事請負契約の変更です。単独上程し、質疑、討論、
採決します。日程第 23 から日程第 27 は補正予算です。一括上程し、単独で質
疑、討論、採決です。

日程第 28、29 は議会運営委員会、設楽ダム対策特別委員会の継続審査の申出
です。

詳細は、お手元に配布の議案等審議一覧のとおりです。

以上で委員長報告を終わります。

議長 ただいま、議会運営委員長から報告がありました日程で、議事を進めてまいり
ますのでよろしくお願いをします。

議長 日程第 1 「諸般の報告」を行います。

「定期監査報告について」報告します。監査委員より地方自治法第 199 条第 9
項の規定により令和 2 年度定期監査報告が出ております。事務局で保管をしてお
りますので、必要な方は閲覧をお願いいたします。

議長 日程第 2、議案第 11 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」
から日程第 5、要望第 1 号「林業就業者の確保・定着促進に関する要望書」まで
を一括議題といたします。

本案は、総務建設委員会、文教厚生委員会に付託をしておりますので、委員長の
報告を求めます。

本日、総務建設委員長欠席のため、副委員長 1 番七原剛君。

1 七原 それでは、令和 3 年第 1 回総務建設委員会の委員長報告を行います。

3 月 15 日月曜日 15 時 37 分から 15 時 54 分、総務建設委員会を開催いたしました。
出席者は、委員 6 名全員、議会事務局長、執行部、町長、副町長、教育長、
総務課長、総合支所長、財政課長、企画ダム対策課長、建設課長、産業課長、計
9 名。付託された議案 2 件、要望 1 件について審議いたしました。

審議の結果を報告いたします。

審査事件 1 付託事件

(1) 議案第 11 号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」質疑なし、
討論なし、全員賛成で原案通り可決すべきと決しました。

(2) 議案第 13 号「設楽町清流公園条例を廃止する条例について」質疑 2 件、討
論なし、全員賛成で原案通り可決すべきものと決しました。

質疑につきましては、2 件下書いてあります。

清流公園には何らかの構築物は存在するのか、ということに対し、答弁、小規
模な建物と橋梁が存在する。

次、それらの構築物は解体処分を行うのか。答弁、建物については解体予定で
ある。橋梁については、現在まで点検も行っておらず、老朽化も進んでいるため
撤去の方向で考えているが、まだ結論に至っていない。

(3) 要望第 1 号「林業就業者の確保・定着促進に関する要望書」賛成多数、4
対 1 で聞き置くべきとするのが適当ということに決しました。1 枚めくってくだ
さい。意見としまして、継続審査をすべきとする意見が 1 件ございました。内容
を熟読するに、森林環境譲与税の一部を従業者の給与の補助に使いたいのか、給
与改善のための何らかの支援金を行政に求めているのか不明である。よって更な

る研究、検討が必要と考えるので継続審査とするべきである。続きまして、聞き置くべきとする意見1件。森林環境譲与税は森林の整備を行うことを目的としており、安易に従業者の給与改善に使用するのは難しいのではないかと考える。また、職員の給与改善は組合が考えるべき事項であり、他の様々な組合に対する補助等との整合性を考えると、この要望は聞き置くべきとすべきである。

以上です。

議長 次に、文教厚生委員長、3番加藤弘文君。

3加藤 おはようございます。令和3年第1回文教厚生委員会委員長報告を行います。

3月17日水曜日午後1時45分から午後1時55分、文教厚生委員会を開催いたしました。

出席者は文教厚生委員6名、議長、議会事務局長、執行部は、町長、副町長、教育長以下、記載の皆さまです。

付託された議案1件を審議、審議の結果を報告いたします。

審査事件 1付託事件

(1)議案第12号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」質疑1件、討論なし、全員賛成で原案のとおり可決すべきものと決しました。

質疑の内容ですが、条例改正文の中に中華人民共和国と国名が記載されているが、COVID-19という名前にしたほうが良いのではないかと。答弁として、COVID-19自体が中華人民共和国から報告された新型コロナウイルスとして世界保健機構が認定したものであるため、名称を変えることはできない、というものでした。

2 その他

令和3年度の当初予算の成年後見制度利用支援事業に対する質問がありました。内容は、成年後見を東三河後見センターと村松登記事務所が行っているが、本年度は新規が3件と増加し、補正で対応しました。本年度予算は1件分の計上だが大丈夫か、というものでした。答弁として、今回は裁判所の命令による予測出来ない事態だったので、予算的には例年どおりの予算を計上した。裁判所からの命令にあわせて補正を行っていく、というものでした。

以上です。

議長 委員長の報告が終わりました。質疑、討論、採決は、1件ごとに行います。

議長 議案第11号「設楽町使用料条例の一部を改正する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第11号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。議案第11号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第12号「設楽町国民健康保険条例の一部を改正する条例について」の委

員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 12 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 12 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 13 号「設楽町清流公園条例を廃止する条例について」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 13 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 13 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 要望第 1 号「林業就業者の確保・定着促進に関する要望書」の委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

要望第 1 号を採決します。採決は起立によって行います。

本案に対する委員長報告は聞き置くです。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。要望第 1 号は、委員長報告のとおり聞き置くことになりました。

議長 日程第 6、議案第 25 号「令和 3 年度設楽町一般会計予算」から日程第 17、議案第 36 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の 12 議案を一括議題とします。

本案は、予算特別委員会に付託をしておりますので、委員長報告をお願いいたします。予算特別委員長、11 番高森陽一郎君。

11 高森 おはようございます。それでは、報告を始めます。

令和3年予算特別委員会委員長報告。

令和3年設楽町議会予算特別委員会報告を、設楽町議会会議規則第77条の規定により行います。

本委員会は、令和3年3月2日火曜日、3月12日金曜日、3月15日月曜日、及び3月17日水曜日の4日間にわたり、令和3年度設楽町一般会計歳入歳出予算並びに特別会計歳入歳出予算について、慎重審議しました。その経過と結果は以下のとおりでございます。

予算特別委員会第1日目は、3月2日午後2時15分から午後4時52分の間、予算案説明を受けました。また、予算特別委員会2日目は、3月12日午後2時32分から午後3時18分の間、1日目に説明のできなかつた予算案説明を受けました。

予算特別委員会3日目は、3月15日、午前8時58分から午後3時30分まで、総務建設委員会所管の審議をしました。

出席者は、町長、副町長、教育長以下役場担当執行部全員と議長、議会事務局長、委員11名全員です。

質疑は以下のとおりです。

質疑。一般会計予算の「歳出」に関する質疑は合計124件で、その内訳は、議会費の審議では、質疑なし。総務費の審議では、質疑58件。農林水産業費の審議では、質疑16件。商工費の審議では、質疑22件。土木費の審議では、質疑12件。消防費の審議では、質疑16件。災害復旧費の審議では、質疑なし。公債費、諸支出金、予備費の審議では、質疑なし。

「歳入」に関する審議では、質疑5件。

特別会計予算に関する質疑は、なし。田口財産区特別会計予算、質疑なし。段嶺財産区特別会計予算、質疑なし。名倉財産区特別会計予算、質疑なし。津具財産区特別会計予算、質疑なし。

以上でした。

予算特別委員会4日目は、3月17日、午前8時58分から午後1時33分まで、文教厚生委員会所管の審議をしました。審議終了後、討論、採決を行いました。

出席者は、町長、副町長、教育長（欠席）以下役場担当執行部全員と、議長、議会事務局長、委員11名全員です。

質疑は以下のとおりです。

質疑。一般会計予算の「歳出」に関する質疑は合計80件で、その内訳は、総務費の審議では、質疑6件。民生費の審議では、質疑22件。衛生費の審議では、質疑24件。農林水産業費では、質疑4件。土木費の審議では、質疑なし。教育費の審議では、質疑24件。

「歳入」に関する質疑は、なし。

特別会計予算に関する質疑は、合計9件で、その内訳は、国民健康保険特別会計予算では、質疑5件。後期高齢者医療保険特別会計予算では、質疑1件。簡易水道特別会計予算では、質疑なし。公共下水道特別会計予算では、質疑なし。農業集落排水特別会計予算では、質疑なし。町営バス特別会計予算では、質疑なし。つく診療所特別会計予算では、質疑3件。

討論。質疑終了後の討論では、一般会計予算を反対とする討論、1名。一般会計予

算を賛成とする討論1名。討論は、本会議3日目に行うこととしました。

採決。採決を行い、以下のように決しました。

(1) 議案第25号「令和3年度設楽町一般会計歳入歳出予算」

討論、反対・賛成各1名は本会議3日目に行う。採決、賛成多数、10対1で可決すべきものと決しました。

(2) 議案第26号「令和3年度設楽町国民健康保険特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、賛成多数10対1で可決すべきものと決しました。

(3) 議案第27号「令和3年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(4) 議案第28号「令和3年度設楽町簡易水道特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(5) 議案第29号「令和3年度設楽町公共下水道特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(6) 議案第30号「令和3年度設楽町農業集落排水特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(7) 議案第31号「令和3年度設楽町町営バス特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(8) 議案第32号「令和3年度設楽町つぐ診療所特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(9) 議案第33号「令和3年度設楽町田口財産区特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(10) 議案第34号「令和3年度設楽町段嶺財産区特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(11) 議案第35号「令和3年度設楽町名倉財産区特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

(12) 議案第36号「令和3年度設楽町津具財産区特別会計歳入歳出予算」

討論なし。採決、全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

議長 委員長の報告が終わりました。討論、採決は1件ごとに行います。

議長 議案第25号「令和3年度設楽町一般会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

10 田中 令和3年度一般会計予算案に反対する立場で討論を行います。コロナ後は、決して前の生活に戻ることはないと言われます。したがって、行政も財政もコロナ後の新しいやり方を追求していかなければなりません。その第1は、現時点で最大かつ喫緊の課題であるコロナ対策を優先した行財政です。第2は、インバウンドや広域観光を当てにした活性化ではなく、域内経済循環にシフトした地域振興です。第3は、自治体の本来の責務である、住民の命、健康、暮らし、福祉の向上を目指した施策です。

以上の観点から、新年度予算案をみると、

1、令和3年度予算は、コロナ感染が急速に広がった中で予算編成作業が行われたと思いますが、コロナが終息することを大前提にして予算が組まれており、

ワクチン接種以外は、コロナ感染症への対策が欠如した予算になっています。コロナが終息するという見通しがなかった以上、新年度予算にもっとコロナ対策費を計上すべきでありました。コロナ禍の現状に全く合わない新年度予算案です。

2、これまでの、コロナによって中止、延期を余儀なくされてきた施策を一気に再開し、挽回をしようとして予算が組まれたように思えます。その結果、感染防止に逆行するような施策も含まれています。

国内外から数十万人が押し寄せるといふ世界ラリー選手権は、大規模な人の接触によって感染を広げることになりかねません。中学生海外派遣事業も、生徒を海外のコロナ感染にさらすことになり、感染が終息していなければ、出入国に関して2週間の滞在や公共交通での移動制限があつて、掛かる費用は計り知れないことになるかもしれません。また、成人式などのイベントも状況によっては危険です。一体何を考えて予算計上をしたのか理解できません。

3、政府は、コロナによって浮き彫りになった無症状者を含めた検査拡大、医療での減収補填、雇用営業への補償への課題には消極的で不十分さを感じますが、コロナ対策に名を借りた行政のデジタル化などについては推進しようとしています。これに町として従ったのがマイナンバーカードの普及のための予算です。マイナンバーカード制度は、なお安全性に疑念があり、普及率は低迷していますが、ポイント数や保険証代わりになるなどといった、あの手この手で普及しようとしています。コロナ禍に乗じた国のデジタル化推進に手を貸す予算であります。

4、町は予算編成の基本的な考え方において、コロナ禍、町主催のイベント、不急な建設事業などについて中止や延期を含めた見直しを行うと明記しています。しかし、よく言ったものです。不要不急の予算として批判してきた郷土館の移転新築工事が終わりましたが、管理運営費として3千万円余が計上されました。この費用が基本的に毎年続くとみられます。

他方、ダム湖周辺整備事業の検討が委託事業として開始されようとしています。そもそも外発的要因に頼る町振興策は時代遅れであり、世界のラリー選手権も含めて、不要不急の事業をなくし、地域の力をいかす域内経済循環にシフトした経済振興を目指すべきです。

5、予算案の中には、配食サービスが週5回になったこと、福祉輸送サービスの対象区域が拡大したこと、地域猫不妊手術補助金が創設されたことなど評価できるものもあります。しかし、民生費が昨年に引き続き減額し、性質別の扶助費、補助費も残減しています。予算編成の基本的な考え方では、コロナ禍、引き続き町民の生命、雇用、仕事と生活を守り抜くとも述べていますが、言うだけで、暮らし・福祉の向上は全体的に副次的になっていませんか。国保料引き下げなどは現状維持に留まらず、コロナ禍のもと、高すぎる保険料を引き下げることこそ実行すべきです。

6、設楽ダム特定基金からの操出、1億5千万円が本予算案から始まりました。かつて、ダムの見返り事業によって様々な施設整備が行われるが、後々の維持管理が大変だということに対して、基金があるから大丈夫という議論がありました。しかし、特定基金も毎年1億5千万円ずつ取り崩していけば、30数年で枯渇し、財政調整基金は令和17年で残額ゼロになるという財政見通しも示されました。特定基金の運用をもってしても、財政破綻は免れないという結論になり、建設協定時における、基金規模の交渉で安易な妥協をしたことが悔やまれるところであり、ます。

最後に7、掲示板、投票所の挑戦的な削減は拙速すぎると思います。投票率を下げるようになるようだったら、直ちに見直しを行うように求めます。質疑で触れた住宅耐震工事の推進工事のために、他市で実施している代理受領制度を導入すること、傷病手当金を事業主にも適用することを求め、討論とします。短絡的、軽薄でない議論を望みます。

以上です。

議長 次に原案に賛成者の意見を許します。

3 加藤 令和3年度の当初予算について、賛成の立場で意見を申し上げます。

一般会計の予算規模は前年度比較で17.7%減少し、約57億円となりました。

近年になく大きな減少となったのは、平成29年度策定のダム・インパクトビジョンに基づく大型施設建設事業が一段落したことによるものです。その1つ、道の駅したら、奥三河郷土館は、いよいよ本年5月13日オープンを予定しています。計画策定当初の目的である、地域活性化、地域振興に向けてこれからがスタートとなります。運営に係る予算立ても示されており、期待を高めるところです。また、長年この地域の懸案であった八橋斎苑の建設もほぼ終わり、6月の供用開始の準備も着々と進める予算立ても出されています。

今後更に設楽ダム完成予定の令和8年度に向けて、来年度より豊川水源基金助成金による特定水源地域対策事業も計画的に予算に組み込まれており、設楽ダム周辺整備基本方針に基づく、きららの森整備事業、ダム散策路整備、小水力発電整備など、未着工の地域振興事業が計画的に推し進められることが期待されます。

また、農道、林道、町道の整備、簡易水道水道管布設工事など、住民のためのインフラ整備も着々と進められています。

更に、住民サービス面でも、ごみ処理強化対策、配食サービス事業の拡大、防災無線の拡充対策、移住定住対策など、新規の事業も計画されています。今後更に町民の福祉向上、町の発展に向けて、PDCAサイクルを機能させて、より町民のニーズに寄り添った制度となるよう、運用、改善していくことを期待します。

更に、宣言などは解除されましたが、まだまだ余談を許さない新型コロナウイルス感染予防対策では、当初予算で計画されている予防接種対策だけでなく、国や県の動向や、地域の感染情報に基づいて、災害対応として迅速で的確な臨時の特別な予算立ても含めて念頭に置き、対策を進めるよう要望します。

特別会計の総額予算規模は、前年度比12.5%の大幅減となっています。これは、田口地区下水道の処理場建設事業などが終了したことによります。今後供用に向けて、環境にも配慮し、適切に運用されることを期待します。

本年度当初予算は、設楽ダム完成後を含む今後10年間の財政中期見通しの中で、普通会計予算が50数億円で推移していく初年度となります。単年度歳入歳出予算計画に留まることなく、将来の設楽町のあり方を町民と共に考えていく年度として、施策の一つ一つを深く検証していくことを期待します。今後、令和8年度完成に向け、設楽ダム本体工事に伴う関連事業が続けて実施されていくことから、諸事業の進捗状況、課題について、適宜、町民や議会に丁寧に事前に報告説明を行うこと、また今後各事業がより良くその目的を達成できるように町民と共に創造的に進められること、さらに事業に無駄な遅延などが生じないように、予算の執行にあたっては計画的な実施に努めることも要望として付け加え、賛成の討論といたします。

以上です。

議長 ほかに討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 これで討論を終わります。議案第 25 号について採決します。採決は起立によって行います。本案に対する委員長報告は可決です。委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 25 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 26 号「令和 3 年度設楽町国民健康保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 26 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立多数です。議案第 26 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 27 号「令和 3 年度設楽町後期高齢者医療保険特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 27 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 27 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 28 号「令和 3 年度設楽町簡易水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 28 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 28 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 29 号「令和 3 年度設楽町公共下水道特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 29 号について採決します。採決は、起立によって行います。本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 29 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 30 号「令和 3 年度設楽町農業集落排水特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 30 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 30 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 31 号「令和 3 年度設楽町町営バス特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 31 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 31 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 32 号「令和 3 年度設楽町つぐ診療所特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 32 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 32 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 33 号「令和 3 年度設楽町田口財産区特別会計予算」の討論を行います。討論はありませんか。

（「なしの声あり」）

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 33 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 33 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 34 号「令和 3 年度設楽町段嶺財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 34 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 34 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 35 号「令和 3 年度設楽町名倉財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 35 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 35 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 議案第 36 号「令和 3 年度設楽町津具財産区特別会計予算」の討論を行います。
討論はありませんか。

(「なしの声あり」)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 36 号について採決します。採決は、起立によって行います。

本案に対する委員長報告は、可決です。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。議案第 36 号は、委員長報告のとおり可決されました。

議長 日程第 18「所掌事務の調査報告」を議題とします。設楽ダム対策特別委員長の報告をお願いします。

8 土屋 おはようございます。それでは令和 3 年第 1 回設楽ダム対策特別委員会の報告をいたします。

令和 3 年 3 月 22 日 9 時 55 分から、ここ議場におきまして、設楽ダム対策特別委員会の委員全員、議長、町からは原田副町長ほか 7 名、国土交通省設楽ダム工事事務所からは真鍋所長ほか 12 名、愛知県豊川水系対策本部からは竹内事務局長ほか 4 名、設楽ダム関連事業出張所からは村田出張所長ほか 3 名出席のもと、会議を行いました。

このあと挨拶をいただき、審査事件に入りました。

「所掌事務の調査」として、(1)「設楽ダム事業・関連事業における令和 2 年度の進捗状況について」、国土交通省、設楽ダム関連事業出張所、それから設楽町より説明を受け、質疑を行いました。質疑は 8 件でありました。次に、「その他」として、質疑 3 件。これをもって議場での審査は終わり、現地視察を行いました。

瀬戸設楽線5号トンネルの現地視察を行いました。これをもって現地解散で終了となりました。

これで報告を終わります。

議長 設楽ダム対策特別委員会の委員長報告が終わりました。

お諮りします。休憩をとりたいと思いますが御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 それでは、10時5分までといたします。

休憩 午前9時52分

再開 午前10時04分

議長 休憩に引き続き会議を開きます。

11 高森 先ほどの予算特別委員会の中で、賛成多数を10対1と言いましたが、正しくは9対1の間違いですので、訂正をしてください。おわび申し上げます。

以上です。

議長 では、そのようにお願いいたします。

日程第19、報告第5号「専決処分の報告」から日程第21、報告第7号「専決処分の報告」までを一括議題とします。本案について、報告の説明を求めます。

副町長 報告第5号から第7号までの専決処分の報告について一括で説明をします。今回の3件につきましては、いずれも「設楽町長の専決事項の指定」第1項の規定に該当する「3,000千円以下の契約金額」の変更が生じたので、「地方自治法」第180条第1項の規定により、それぞれ別紙「専決処分書」のとおり専決処分しましたので、同条第2項の規定に基づき、議会へ報告するものであります。

報告第5号「専決処分の報告について」本件につきましては、令和元年10月1日の議会臨時会において、工事請負契約に係る議会議決を得ました、令和元年度繰越明許費である田口地内の「特定環境保全公共下水道事業管渠布設工事(R1-2)」であります。

主な変更内容は、事業進捗を図るため、参考資料の「位置図」真ん中上部の設楽中学校下、赤色で示す区間の管布設工の16メートル延長及び、実績に基づく交通整理人の13人減員により、当初契約金額64,900千円から65,758千円に858千円増額する変更であります。

続きまして、報告第6号「専決処分の報告について」本件につきましては、令和2年3月24日の議会定例会において、工事請負契約に係る議会議決を得ました、歴史民俗資料館(仮称)・道の駅清嶺(仮称)の外構工事であります。

主な変更内容としまして、1点目は、施設の管理運営の効率性を踏まえ、「植栽計画」の見直し。2点目は、高低差のあるコンビニとの境界箇所に安全対策として「手摺」の設置。3点目は、旧田口線車両移設に伴う「枕木舗装」の削減などにより、当初契約金額180,180千円から177,740千円に2,440千円減額する変更であります。詳細内容は、後ほど担当課長から説明します。

報告第7号「専決処分の報告について」本件につきましては、令和2年9月3日の議会定例会において、工事請負契約に係る議会議決を得ました、津具、井口地内の「配水管更新工事)」であります。

主な変更内容は、事業促進を図るため、参考資料「位置図」の中央部下において赤線で示す「町道424号稲武線」の区間71.5メートルの施工延長及び、交通保安員の実績に基づく112人の減員により、当初契約金額76,780,000円から76,007,800円に772,200円減額する変更であります。

以上です。

議長 報告の説明が終わりました。

報告第5号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田(敏) 変更理由で、交通誘導員が417人から404人に減数になっているんですけども、AとBがあると思うのですけれども、この数量がわかったら教えていただきたいと思います。

生活課長 Aが127人、Bが277人となっております。

以上です。

議長 ほかありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第5号は終わりました。

議長 報告第6号の質疑を行います。質疑はありませんか。

教育課長 その前に詳細の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

議長 教育課長、遠山君。

教育課長 失礼します。それでは、詳細について説明をさせていただきます。

専決第6号 裏面の参考資料、及びその次のページ「外構工事変更箇所図面」を御覧願います。図面は文字が小さくて恐縮であります。

変更額は、2,440千円の減額でありまして、5に「主な変更理由」を示させていただきました。

1点目は、管理運営の効率性を踏まえた植栽計画の見直しによるものです。内容は、6の「変更内容」にあるように、樹数や本数を見直したことによります。図面では黄色で示した部分であります。

当初計画では、敷地の各所に6(2)にありますように、複数種の樹木を配置し、施設の華やかさとか、自然に囲まれた町のイメージを演出しようとの意図でありましたが、工程会議や役場内の関係部署間の打合せ等を重ねる中で、身長以上の高さになるような樹木を植えて、利用者の動線や視界に影響しないか、とか、車の出入りの際の対向車や歩行者の確認の妨げにならないか、また、刈り込みとか剪定、落ちた葉っぱ、花などの掃除等の管理面について、日々着実に実施するための体制が維持できるか、そのコストを今後負担するのか、といった管理運営面の課題やその可能性を検証しました結果、植栽か所を厳選すると共に樹種を絞り込むことにしました。

2点目は、隣接するコンビニエンスストアとの高低差に対する安全柵の設置によるものです。当初案では、1点目の植栽計画の中で境界付近に中低木を植えることで、注意喚起の目印にするといった、それから安全柵の代わりにするといったプランでしたが、着実な安全柵のためには構造物の設置は不可欠ということで、手すりを68メートルの延長で設置することにしました。

3点目です。旧田口線車両の移設において必要としておりました、枕木舗装の削減によるものであります。この移設に際しましては、地域産業振興施設——図面の下側というか左側や、郷土館の建屋及び車両展示施設の屋根に干渉しないよう、極めて狭い場所でクレーンによりトレーラーから仮設の線路に下ろして、展示施設へと移動をさせるという手法で行いました。複雑の形状のそれぞれの建物の屋根などを巧みに避けて下ろすという作業が着実に対応できますように、仮

設線路用の枕木舗装を、その必要な延長を設定していましたが、その後、輸送業者が決定しまして、具体的な作業の工程を改めて詰めていくなかで、線路の長さを当初の想定よりも短く設定することが可能になったことから、係る整備経費が削減できたというものであります。

説明は以上であります。

議長 質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 植栽の変更について伺います。ケヤキを4本植えるはずだったのをなしにして、あと、低木もうんと少なくなったということなのですが。設楽町の表玄関というか、南のほうからの玄関としての印象として、花や木が何もないというのは大丈夫なのかなと。最初のイメージとはだいぶ違うけど大丈夫なのかなと。工程会議とか、関係者の皆さんが熟議をされて決めた事なので大丈夫だろうなどは思うのですが、花もない、木もないということでは、ちょっと私は不安を持ちましたので。

それから、住民の方から、「なんて無機質な施設なの」という声が届いていますので、それもお知らせしつつ、その辺についてのお考えをもう一度聞かせていただきたいと思います。ファミマのほうの手すりについては、全くこれで問題ないとおもうのですけれども。入って来たときの感じ。

教育課長 先ほど説明したとおりの理由によりの見直しだということは御理解いただけたとは思いますが、確かに玄関の印象ということで、当初のイメージよりは寂しくなるというのは、この数字とか変更を見ていただくとそう思われることはあると思いますが。そういう理由を御理解いただいているなかで、その形でやらせていただくということで。ゼロではなくて、ここにあるような見直しをやるということ。それから、御存じのように施設が規模が比較的コンパクトでありますので、そこにあまり背の高いものを配置してというのは気になって、配慮しなければいけなかったところでもあります。自然は、都市部の施設ではないので、周りにある山々や自然を愛でいただく中で、設楽町の自然を全体で体感していただくということで、その機能を優先していただいたということでもあります。

それから、無機質な施設であるという声は実際にお耳に届いているということなのですが、今の時点ではそう思われる方もみえるかもしれませんが、これから植栽をする、及び、まだ案なのですが、植栽ではなくてプランターとして管理することで管理の負担を軽減すると共に景観をキープすることができるかなということを、今後話し合っていきたいと思っておりますので、よろしく御理解ください。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第6号は終わりました。

議長 報告第7号の質疑を行います。質疑はありませんか。

5 金田(敏) 言葉の説明をお願いしたいと思うのですが、変更内容の中で、交通保安員とあります。設計書上、交通保安員と書いてあるのか、本来ならば交通誘導員だと思うのですが、それと先ほどと一緒に、AとBの差があるのだったらそれも教えていただきたいと思っております。

生活課長 すみません、設計書上、交通保安員と書かさせていただいています。先ほどの下水のほうと名前が違う、中身は同じなのですが、違うということで、今回その辺を反省いたしまして、次回の設計からは、上下水道とも同様な名称での計上をしていきたいと思えます。AとBと分かれがあるかということですが、ここは町道での交通規制での保安員ですので、先ほど言った安い方のBのほうの保安員のみであります。

以上です。

議長 ほかよろしいですか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

報告第7号は終わりました。

議長 日程第22、議案第37号「工事請負契約の変更について」を議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 議案第37号「工事請負契約の変更について」本議案につきましては、令和元年12月3日の議会定例会で議会議決を得て、本年度に繰り越した田口地内の「簡易水道導水管布設工事」に係る工事請負契約について、一部工事費の変更が生じたので、「地方自治法」第96条第1項第5号及び「設楽町議会の議会に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

主な変更内容は3点ありまして、1点目は、隣接する導水管布設工事との接続箇所調整により導水管布設工の延長が89.6メートル増え、2点目は、下水道工事との事業間調整により、下水道工事との重複箇所を仮復旧工事としたため、舗装復旧工が1,229平方メートルの減、3点目は水管橋添架工について、橋梁構造の調査に基づく水管橋の形状変更に伴い、当初契約金額173,800,000円から179,327,500円に5,527,500円増額する変更であります。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第37号の質疑を行います。質疑はありますか。

(なし)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第37号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

〔賛成者起立〕

議長 起立全員です。

議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第23、議案第38号「令和2年度設楽町一般会計補正予算(第8号)」から日程第27、議案第42号「令和2年度設楽町つく診療所特別会計補正予算(第6号)」までを一括議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。

副町長 それでは、コロナ感染症対策に係る一般会計及び4特別会計の補正予算につ

いて、一括して説明します。

本年度は、年度当初の専決処分に係る補正予算を皮切りに、新型コロナウイルス感染症対策、新しい生活様式への対応、地域経済・住民生活への支援などに取り組むため、度重なる補正予算を計上し、1年間にわたって執行してまいりました。

12月議会においては、国の第1・2次交付額273,477千円の総額を予算計上し、コロナ感染症対策事業の執行財源に充当してきましたが、このたび、令和2年度分に係る「国庫補助裏分」5,344千円を始め、国の第3次配分が追加交付されることになりました。

年度末を控え、3月議会最終日の上程で申し訳ありませんが、本年度の執行事業費及び交付金充当額について最終的な執行状況を精査し、執行残額の確定又は見込み、次年度への繰越明許費の設定、さらに第3次配分の交付金の一部を充当するため、本日補正予算を再度計上し、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を効率的かつ効果的に活用するものであります。

議案第38号「令和2年度設楽町一般会計補正予算（第8号）」について説明します。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ23,745千円を追加し、予算総額を7,681,101千円とするものであります。

第2条の「繰越明許費」については、3ページの第2表をお願いします。

今回の補正による新たな繰越明許費の設定は、10件、総額87,075千円で、地籍調査事業及び道の駅受水槽設置事業を除く8件、78,359千円は、いずれも「新型コロナウイルス感染症対策」に係る繰越予算であります。

具体的に「コワーキング施設整備事業」及び「プレミアム付商品券事業」は、今回の補正予算に新規計上し、上から3段目と最下段の「感染症予防物品供給事業」は、それぞれ令和3年度当初から迅速な対応を要するため、2年度執行残額に今回補正額を加算して繰り越すものであります。

また、「名倉保育園防風窓設置事業」、「受水槽囲い作成業務」及び下から2段目の「面ノ木多目的施設改修事業」は、物品供給の遅れや、地元産材の乾燥・加工に時間を要し、年度内完了が困難となったためであります。

「新型コロナワクチン接種事業」は、3月議会初日に計上し、5月連休明けから接種を開始する予定ですが、「接種対策費」19,616千円と「体制確保事業」1,668千円の合算額を繰り越して、ワクチン接種に支障することなく適切に執行してまいります。

第3条の「繰越明許費の補正」については、4ページ第3表の「道路改良事業」によるもので、3月議会初日に計上した補正後の額78,048千円に対し、このたび町道笹平奴田小松線改良工事において、国から土砂を調達できる目途がたったことから、事業量調整による盛土工の増に伴い、2,000千円増額し、80,048千円とする補正であります。

それでは、歳出から説明しますので、事項別明細書6、7ページをお願いします。

今回の補正予算は、今まで計上した「新型コロナウイルス感染症対策予算」に係る事業費の確定に基づく更正減がほとんどでありますので、個々の詳細な説明は省略し、追加する増額補正を中心に説明させていただきます。

1款議会費は、いずれも事業費の確定によるもので、15節工事請負費は、既設

の設備環境での対応により全額を減額するものです。

2 款総務費 1 項 3 目電子計算費及び 4 目自治振興費は、入札残又は行政区からの申請状況に基づく額の確定による減額であります。

6 目移住定住推進費は、ふれあい広場の一室をスペースとする「コワーキング」経費の新規計上であります。「コワーキング」とは、一緒に仕事するという造語であり、三密を避け、会議室等を共有しながら独立した仕事を行う新たなワークスタイルのことです。

消耗品費及び備品購入費は、運営費として、事務用品、WEB 会議用のパソコン、プロジェクタ、複合機等の備品を計上し、592 千円を年度内執行しますが、806 千円を次年度へ繰り越して執行するものであります。

また、19 節の下宿代応援金は、8,439 千円の実績で、執行残額を減額するものであります。

9 ページ、10 目情報通信基盤整備費は、ギガスクール対応改修費の負担金でありまして、当初計画では新城・田口間に専用回線の敷設を予定しましたが、既存の田口・豊橋間の中継回線を 20 ギガに増幅することになったことに伴い、重複整備を避けるため、専用回線を取りやめ、その減額分に係る設楽町負担金を減額するものであります。

11 目津具総合支所費の 11 節需用費は、自動ドア開閉センサーが不具合のため、取り替える修繕費の追加です。

7 項 2 目公共交通費は、額の確定によるものです。

3 款民生費 1 項 9 目新型コロナウイルス感染症対策費の 11 節需用費は、令和 3 年度当初から要する社会福祉施設等への各種感染症予防用品の追加で、19 節の発熱外来設置費補助金は、民間医療機関が 1 件未申請による減額であります。

11 ページの地域支援事業に係る感染症対策助成金は、介護予防団体からの申請状況により減額し、町単独の「特別定額給付金」及び 2 項 1 目の「子育て世帯臨時特別給付金」は、いずれも年度内出生見込み数が 5 人上回ったことによる増額補正であります。

4 款衛生費 1 項 2 目予防費は、「緊急インフルエンザ予防接種」の受診率約 80% による額の確定に伴う減額であります。

3 目つぐ診療所費以下 4 件の「特別会計繰出金」につきましては、特別会計補正予算で説明します。

13 ページ、6 款商工費 1 項 1 目商工総務費は、プレミアム付商品券事業 36,385 千円を追加計上するとともに、21 節利子補充事業 1,600 千円の減額については、町単独の「応援金」への流用 3,400 千円を除いた額を減額するもので、いずれも感染症対策に係る経済支援につなぐ執行予算の補正であります。

具体的には、11 節需用費は、プレミアム付商品券に係る啓発のぼり旗の作成、商品券及びポスター、チラシ等の印刷に要する費用です。13 節委託料は、5,000 円で 6,500 円分に相当し、プレミア率は前回の 20% から 30% に引き上げる商品券事業として、20,000 冊分に係るプレミアム分 30,000 千円に、3% の販売・換金手数料を加えた額を計上し、3 年度当初から速やかに準備し、7 月からの販売を予定する繰越予算でありまして、設楽町商工会へ委託するものであります。

15 ページ、8 款消防費 1 項 4 目災害対策費は、いずれも入札による執行残の減額であります。9 款教育費 1 項 2 目事務局費は、いずれも実績額の確定による減額です。3 目新型コロナウイルス感染症対策費の 11 節需用費は、年度当初から

要する学校調理場に係る感染症予防用品を追加し、18 節備品購入費は、入札による執行額の確定に伴う減額であります。うち電動噴霧器は、3 款民生費で購入した機器を共有して使用するため、購入を見送り皆減であります。

17 ページ 2 項小学校費及び4 項社会教育費は、いずれも入札などによる執行残を減額する補正であります。3 項中学校費は、12 月補正における一般財源から地方創生臨時交付金への財源更正であります。

続きまして歳入について。4、5 ページをお願いします。

15 款国庫支出金 2 項 2 目民生費国庫補助金は、今回のコロナ関連の歳出補正予算額から 16 款県補助金を除いた額に、19 款基金繰入金における財源調整額を加えた額で、計上済みの「地方創生臨時交付金」に係る国の 1 次・2 次配分額に、今回、3 次配分額の一部を加える額の補正であります。

16 款県支出金 2 項 5 目商工費県補助金は、次年度に繰り越して実施する「プレミアム付商品券事業」のげんき商店街推進事業費補助金の上限額を再度計上するものであります。

19 款繰入金 1 項 3 目財政調整基金繰入金は、基金で充当してまいりました額を、今回「地方創生臨時交付金」に振り替えて充当したことによる財源調整であります。

特別会計ですが、議案第 39 号簡易水道特別会計から議案第 41 号農業集落排水特別会計までの補正予算につきましては、いずれも 9 月議会の補正予算で計上しました「新型コロナウイルス感染症対策」に係る感染予防のマスク、消毒液、非接触体温計等の消耗品費の執行残を減額する補正であります。なお、下水道特別会計は、「田口浄化センター」内の感染症対策で計画した消耗品費の執行を要しませんでしたので、全額を減額としています。

また、歳入については、3 特別会計とも、「一般会計繰入金」においてそれぞれの歳出補正額と同額を減額する補正であります。

議案第 39 号「令和 2 年度設楽町簡易水道特別会計補正予算（第 6 号）」については、歳入歳出それぞれ 517 千円を減額し、予算総額を 753,122 千円とするものであります。

議案第 40 号「令和 2 年度設楽町公共下水道特別会計補正予算（第 4 号）」については、歳入歳出それぞれ 169 千円を減額し、予算総額を 400,896 千円とするものであります。

議案第 41 号「令和 2 年度設楽町農業集落排水特別会計補正予算（第 3 号）」については、歳入歳出それぞれ 269 千円を減額し、予算総額を 206,610 千円とするものであります。

最後に、議案第 42 号「令和 2 年度設楽町つぐ診療所特別会計補正予算（第 6 号）」について説明します。今回の補正は、歳入歳出それぞれ 225 千円を減額し、予算総額を 99,144 千円とするものであります。

第 2 条の「繰越明許費」については、3 ページの第 2 表をお願いします。

「マイナンバーカード資格確認システム導入事業」は、12 月補正予算に計上し、業務委託を契約しましたが、社会保険診療報酬支払基金から無償提供される「顔認証付きカードリーダー」の提供が全国的に遅れていることから、年度内導入が困難となり、繰越明許費 1,038 千円を新たに設定するものであります。

それでは、歳出から説明しますので 6、7 ページをお願いします。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費は、個別の住民健診に従事した会計年度任用

職員の「看護師報酬」の額確定による減額補正であります。

4 ページに戻っていただきまして、歳入です。

4 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金については、上段の 609 千円の減額は、マイナンバーカード資格確認システム導入事業に係る「医療提供体制設備整備交付金」の一般財源分 609 千円を通常の一般会計繰入金として計上してまいりましたが、今回の最終補正において、コロナに係る「地方創生臨時交付金」を全額充当するための財源調整に伴う減額であります。

また下段は、地方創生臨時交付金に振り替える 609 千円と、コロナ費で計上してまいりました歳出補正額 225 千円の減額を合わせ、384 千円増額するものであります。

以上で、補正予算の説明を終わりますが、令和 3 年度予算に充当する「地方創生臨時交付金」の第 3 次配分残額 97,451 千円の計上につきましては、今後の社会情勢の変化、感染症の状況等を見極め、真に必要とし効果のある事務事業を精査して、次の議会臨時会に補正予算を計上させていただきますので、よろしくお願い致します。

以上です。

議長 提案理由の説明が終わりました。

議案第 38 号の質疑を行います。質疑はありませんか。

6 金田(文) 商工費のプレミアム付商品券について伺います。前よりもまたプレミアムが高くなって、消費者としてはありがたい、5,000 円が 6,500 円くらいになるというお得なものなんだなと思いましたが、発行の時期とか、事業者さんの範囲、飲食とか食料品とかは日常に必要ですが、ほかのことにも使いたいと思うのですが、事業者さんの適用できる範囲などについてお考えを伺います。

産業課長 先ほども副町長が説明したとおり、現在のところ考えている期間につきましては、7 月から 12 月で考えております。これは、商工会とも話し合いをして、今朝確認をして、12 月はどうしても絡めてほしいという意見がございましたので、7 月から 12 月の 6 か月。なぜ 6 か月なのかというと、6 か月以降になりますと供託金が発生しますので、そのところ商工会が負担ができないというところがありましたので、6 か月となっております。それから、事業者につきましては、前回のプレミアム商品券でもかなり多くの事業者が登録していただきました。事業者につきましては、特に商工会に入っている、入っていないは関係ありませんので、登録していただければ使えるというところで話をさせていただいておりますので、商工会のほうに申し込んで登録をしていただければ、まだまだ事業をやっている方、多くいらっしゃると思いますので、様々な事業の方に登録をしていただきたいと思います。以上です。

以上です。

議長 ほか。

3 加藤 説明書のほうの、2 款総務費 1 項総務管理費の 6 目移住定住推進費のところ、ページで言うと 9 ページになるかなと思いますが。新型コロナウイルス感染症対策に係る下宿代応援金、先ほどの御説明で、実績として 843 万円というお話をいただいたのですが、今回補正で 279 万円が減額されたということで、実質どれくらいの方に応援が出来るのかということで、実数としてはどれくらいだったのか。この応援金、とても、ふるさとからの応援ということで、コロナ禍でアルバイトができなくて大変困っている学生にとっては、とてもありがたい救済金だ

ったなと思うわけですが、その実数についてお答えください。

企画ダム対策課長 この下宿代応援金につきましては、想定は当初補正予算で上げさせていただいたときには、高校生が46名、大学生が79名、計125名に対して、2か月の各5万円。全員が申請するわけではないかもしれませんが、9掛けで11,250千円を予算計上させていただきました。ですので、125人に対して、実績としてはちょうど100名、8,459,012円というかたちで期間内に申請がありましたので、補助させていただき、支援させていただきまして、残った額について減額させていただくということでもあります。よろしく申し上げます。

議長 ほかありませんか。

(なし)

議長 これで質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第38号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第38号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第39号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第39号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第39号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第40号の質疑を行います。質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第40号を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第40号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 41 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 41 を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 41 号は、原案のとおり可決されました。

議長 議案第 42 号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。これで、質疑を終わります。

討論を行います。討論はありますか。

(「ありません」の声あり)

議長 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

議案第 42 を採決します。採決は、起立によって行います。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は、起立願います。

[賛成者起立]

議長 起立全員です。

議案第 42 号は、原案のとおり可決されました。

議長 日程第 28、「議会運営委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

議会運営委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元にお配りしました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の申出のとおり、閉会中に継続調査をすることに決定いたしました。

議長 日程第 29、「設楽ダム対策特別委員会の閉会中の継続調査について」を議題とします。

設楽ダム対策特別委員長より、設楽町議会会議規則第 75 条の規定により、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中に継続調査の申出があります。

お諮りします。申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに、異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、設楽ダム対策特別委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査をすることに決定いたしました。

議長 以上で本日の日程は、全て終了いたしました。会議を閉じます。
令和3年第1回設楽町議会定例会を閉会いたします。お疲れ様でした。

閉会 午前10時51分